

舞台吊物機構・電動式移動観覧席保守点検 仕様書

飾磨分館ホール、網干分館ホール、広畑分館ホール及びネスパル安富ホールの舞台吊物機構の自然消耗、破損等による障害の未然防止、取り扱いの適否の指導等設備の機能を保たせるため、下記事項について保守点検業務を行うものとする。

I 舞台吊物機構保守点検

1 対象施設

- (1) 飾磨分館ホール
- (2) 網干分館ホール
- (3) 広畑分館ホール
- (4) ネスパル安富ホール

2 舞台吊物機構の概要

(1) 設備・備品

設備・備品名	飾磨分館ホール	網干分館ホール	広畑分館ホール	ネスパル安富ホール
電動三つ折れ緞帳	1台	1台		1台
電動巻取スクリーン	1台	1台	1台	
電動巻取昇降ボタン		2台		
手動巻取昇降ボタン	4台	4台		
手動開閉幕（固定吊）		2台		
固定吊物（袖幕、引割幕）	5台			
固定吊物（袖幕、引割幕、HB）		5台		
操作盤・制御盤	1面	1面	1面	
電動ロール巻取緞帳			1台	
電動ドラム巻取照明ボタン			3台	3台
一文字幕（共吊り）				1台
手動ウインチ巻取照明ボタン			2台	
手動ウインチ巻取ボタン			2台	
手動開閉幕（引割幕・大黒幕）			2台	
固定吊物（袖幕、一文字、HB）			5台	
引割幕（固定吊・電動開閉式）				1台
吊物ボタン（電動昇降ドラム巻取式）				3台
一文幕（電動昇降ドラム巻取式）				2台
引割幕（固定吊・手動開閉式）				1台
袖幕（固定吊・手動開閉式）				1台
バック幕（固定吊・電動開閉式）				1台
水平幕（電動昇降ドラム巻取式）				1台
客席証明ボタン				1台
天井反射 昇降（電動昇降ドラム巻取式）				2台
変角（電動偏角ドラム巻取式）				2台
天井反射板 電動偏角ドラム巻取式				1台
側面反射板 上手 手動回転式				1台
側面反射板 下手 手動回転式				1台
舞台下手操作盤				1台

設備・備品名	飾磨分館ホール	網干分館ホール	広畑分館ホール	ネスパル安富ホール
制御盤				1台
ピアノ	1台	2台	1台	1台

(2) 点検

点 検 項 目	点検回数/年間
リミットスイッチ及びブレーキ、非常停止、その他の安全装置、制御装置の安全確認	2回
ワイヤーロープ、チェーン等の伸び、損傷の有無及び緊結している部分の異常の有無の確認	2回
ガイド、サイドプリーの損傷の有無及び取付け固定部分の異常の有無の確認	2回
吊り点部分の滑車、ブラケット、パイプ、取付け金具等の異常の有無の確認	2回
配線、配管、配電盤及び操作盤の異常の有無の確認	2回
電動機、動力伝達装置等の損傷の有無の確認	2回
各機器の取付け状態及びボルト、ナット等の緩み、損傷の異常の有無の確認	2回
各軸受の温度、異常、潤滑油の漏れ、劣化の有無の確認	2回
各表示灯の状態及び絶縁測定	2回
必要箇所の清掃・注油等	2回

※ ネスパル安富ホールのみ点検回数/年間欄いずれも、2回を3回と読み替える。
ピアノの調律は、3年に1回行う。(ピアノ調律技能士の資格を有する者が行う)

3 点検実施時期

年間2回実施する。

ネスパル安富ホールは年間3回実施とする。

II 電動式移動観覧席保守点検 (ネスパル安富ホールのみ)

年間1回実施とする。

保守点検内容	
本体 外観点検	支柱、貫材、プレーシング、ローラーカバーその他構造部材の変形及び損傷の有無 椅子、踏み板、幕板、手摺の著しい損傷の有無 テーブルの著しい損傷の有無及び天板の揃いの確認
組立接合部 点検	各部材を接合しているボルト、ナット、ピン類等の脱落又は緩みの有無
操作用スイ ッチ点検	スイッチ接点の損傷の有無。本体との接合部、コネクター、ケーブル、スイッチボックスの著しい損傷の有無。前進、後退、非常停止の各スイッチ機能の異常の有無
制御装置点 検	制御基盤内各装置の著しい損傷の有無。各リミットスイッチ等自動制御部品の著しい損傷の有無。引き出し及び収納時に、所定の位置に正しく自動停止することの確認
駆動装置点 検	モーター、ギヤボックス、その駆動部品の著しい損傷の有無 モーター、ギヤボックス、その駆動部品の固定ボルト・ナットの緩みの有無 作動中モーターに異常な発熱又は音の発生の有無
起立装置点 検	椅子の起立、収納が確実かつ円滑に連動することの確認 椅子の起立電動部品に適正な間隔があることの確認
その他点検	テーブルの操作が正常であることの確認。配線ケーブル及び結線部の損傷の有無。 制御盤、モーター部の絶縁性を確認する。

III 調光装置・演出照明具保守点検

絶縁抵抗測定、外観チェック、動作確認、器具吊下げ及び取付け金具並びに落ち止めワイヤー安全確認を年1回行う

IV 業務実施計画書の提出

- (1) 指定管理業者は、定期点検業務の実施にあたり事前に実施工程表を作成し、城内図書館に提出すること。
- (2) その他の業務については城内図書館が指示する。

V 報告書の提出

- (1) 指定管理業者は、業務が完了したときは、速やかに業務実施内容を記録した点検結果報告書を2部提出すること。
- (2) 報告書の様式は、指定管理業者が作成し城内図書館の承認を得るものとする。

VI 検査

- (1) 城内図書館は、報告書が提出されたとき、これに基づき検査を行う。
- (2) 検査の結果、合格と認められない部分については、指定管理業者は、速やかに城内図書館の指示に従い指定管理業者の負担において再点検、修理等を行うこと。
ただし、20万円を超える修理費の場合、城内図書館が修理を行う。

VII その他の事項

- (1) 指定管理業者は、故障の連絡を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、修理を行うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項でも、安全かつ良好な機能を維持するために当然必要と認められる点検又は修理は、指定管理業者の責任で行うこと。
- (3) 点検作業に必要な諸道具、部品、オイルその他点検に必要な消耗品は、指定管理業者の負担とする。